

放送受信料免除基準の一部変更(学生への免除拡大)について

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について、意見募集などの所定の手続きを経て、本日、総務大臣の認可を受けました。新たな免除基準は、2023年10月1日から施行します。



これにより、現在、受信料を全額免除としている「奨学金を受給している学生」等に加え、経済的に自立していないと考えられる「社会保険制度において被扶養者となっている学生」や、「被扶養者となっている学生と同等の収入水準にある学生」についても、2023年10月から全額免除の対象となります。

テレビ設置の負担を軽減することで、メディア環境が大きく変化する中において、多様で信頼できる情報を取得したいと考える学生のみなさまの一助になり、結果として、NHKのコンテンツに多く触れていただくことにつながればと考えています。

【全額免除となる対象】

新たに追加する対象

- ① 年間収入が一定額(130万円)以下の学生
- ② 国民年金保険料の学生納付特例対象の学生
- ③ 国民健康保険の修学特例対象の学生

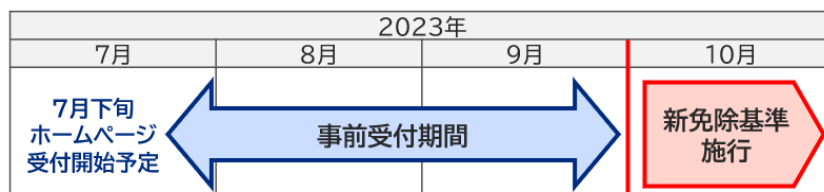


現行の対象

- ・ 奨学金受給対象の学生
- ・ 授業料免除対象の学生
- ・ 市町村民税非課税世帯の学生
- ・ 公的扶助受給世帯の学生

【免除申請方法】

- 7月下旬から、NHKホームページで免除申請の事前受付を開始する予定です。準備が整い次第、[こちら](#)のページでお知らせいたします。
- 事前受付の開始とあわせて、現在、家族割引が適用されている学生や親元のみなさまに、個別にお手続きに関するご案内をお送りいたします。



【新しい免除基準など詳細についてはこちらから】

[「放送受信料免除基準」の一部変更\(学生免除拡大\)の認可申請について](#)

【意見募集結果についてはこちらから】

[日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更に対するご意見とNHKの考え方](#)

【2023年10月1日施行の免除基準についてはこちらから】

[日本放送協会放送受信料免除基準](#)